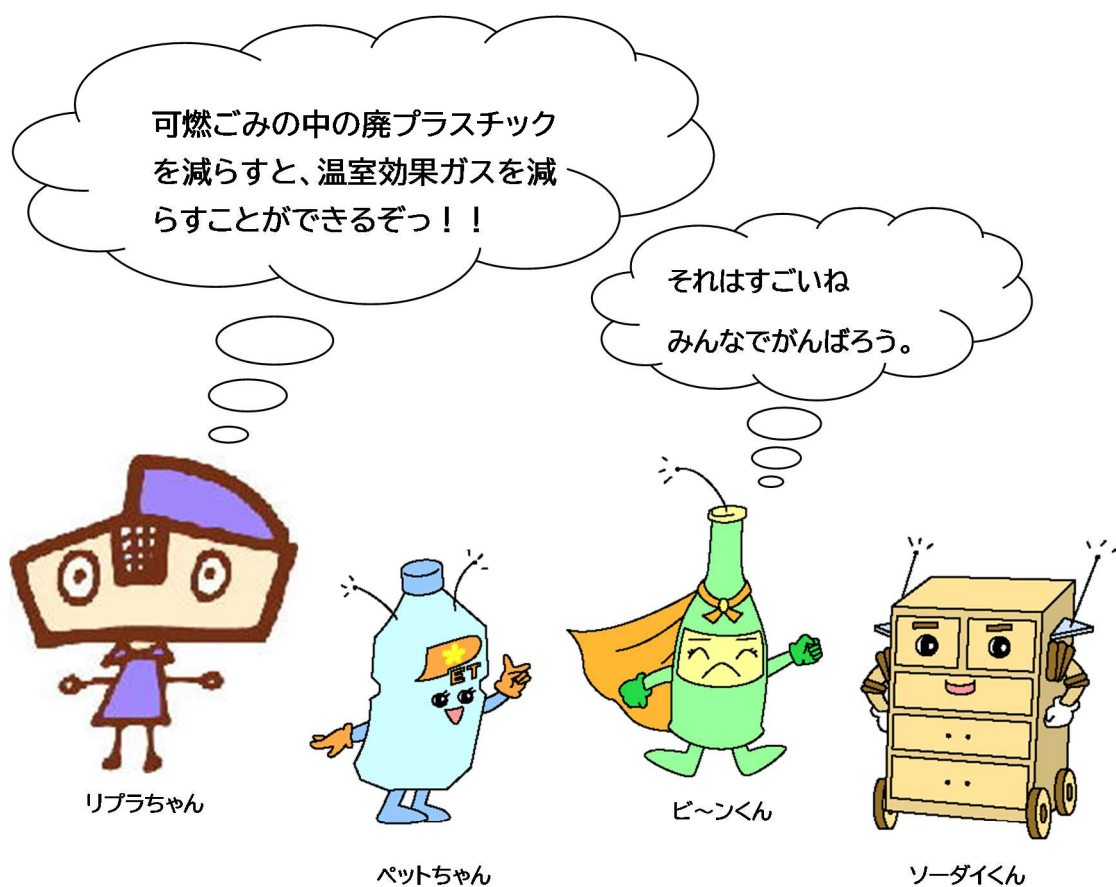


第六期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画

令和 7 (2025) 年度～令和 1 2 (2030) 年度



令和 7 (2025) 年 3 月
志 木 地 区 衛 生 組 合

目次

第1章	計画策定の背景	1
第2章	計画の基本事項	1
1.	計画の目的	1
2.	計画の対象	1
(1)	対象とする範囲	1
(2)	対象とする温室効果ガス	1
3.	計画期間	2
4.	これまでの取組と整合性	2
第3章	温室効果ガス排出量の推移	3
1.	温室効果ガス排出量	3
(1)	富士見環境センター	3
(2)	新座環境センター	4
2.	前計画と現況	5
(1)	富士見環境センター	5
(2)	新座環境センター	6
第4章	計画の目標	7
1.	目標設定の考え方	7
(1)	基準年度と目標年度	7
(2)	削減率	7
2.	温室効果ガス排出量の削減目標	7
3.	温室効果ガス排出量の将来推計	8
(1)	電力排出係数の低減による削減見込量	8
(2)	廃プラスチック量の削減による削減見込量	8
第5章	目標達成に向けた取組	9
1.	温室効果ガス排出量を直接的に削減する取組	9
(1)	エネルギー起源 CO ₂ 排出量の削減に向けた取組	9
(2)	非エネルギー起源 CO ₂ 排出量の削減に向けた取組	10
2.	温室効果ガス排出量を直接的に削減する取組	10
(1)	啓発活動	10
(2)	ごみの分別、削減の推進	10
(3)	環境に配慮した取組	11
第6章	計画の推進体制と管理体制	11
1.	推進・管理体制	11
(1)	体制	11
(2)	情報共有と職員に対する研修等	12
(3)	使用量等の把握	12
2.	進捗状況の公表	12

第1章 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が観測されています。

国内では「京都議定書」の採択を受け、平成10（1998）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

平成28（2016）年5月には「パリ協定」の採択を受け、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として我が国の「温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減すること」を掲げました。その後、令和3（2021）年に開催された気候サミットにおいて、「温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46%削減すること」を目指すことを表明し、削減目標の実現のため令和3（2021）年10月に地球温暖化対策計画の改定が閣議決定されました。

第2章 計画の基本事項

1. 計画の目的

第六期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画（以下「本計画」という。）は、温対法第21条第1項の規定に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定します。

■地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9（略）

10 都道府県及び市町村は、単独又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12（略）

2. 計画の対象

（1）対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は以下、2事業所で行う事務・事業とします。

- ・富士見環境センター（富士見市大字勝瀬480番地）
- ・新座環境センター（新座市大和田三丁目9番1号）

（2）対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項で対象としている7物質のうち、排出量を多く占めている二酸化炭素（CO₂）を削減対象とします。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間の計画とします。

なお、今後の社会情勢や実施状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. これまでの取組と整合性

志木地区衛生組合（以下「本組合」という。）では、平成 16（2004）年 3 月に温室効果ガスの排出量削減の削減措置を定めた「志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定しました。平成 14（2002）年度の温室効果ガスの排出量を基準とし、平成 19（2007）年度までに温室効果ガスの排出量を 6%削減することを目標に定めました。

平成 20（2008）年度から 24（2012）年度までの 5 か年は、「第二期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定し、当初の計画を続行することとしました。

平成 22（2010）年度には、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画が開始され、温室効果ガスの捉え方や削減目標値等の従来の実行計画とそごが生じたことから、平成 22 年度に「第二期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行改訂版」を策定し、同条例に基づく計画とのそごを解消しました。

平成 24 年度には、県の地球温暖化対策計画（目標設定型排出量取引制度※）の第一計画期間終了年度に合わせ平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度までの 2 か年を計画期間とする「第三期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行」を策定し、エネルギー起源 CO₂ を年平均で 6%、非エネルギー起源 CO₂ を年平均で約 3%の削減に取り組みました。

平成 26 年度には、引き続き県の地球温暖化対策計画（目標設定型排出量取引制度）の第三計画期間に合わせ平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの 5 か年を計画期間とする「第四期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行」を策定し、エネルギー起源 CO₂ を年平均で 13%、非エネルギー起源 CO₂ を年平均で約 3%の削減に取り組みました。

令和元年度も引き続き県の地球温暖化対策計画（目標設定型排出量取引制度）の第四計画期間に合わせ、令和 2（2020）年度から 6（2024）年度までの 5 か年を計画期間とする「第五期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定し、エネルギー起源 CO₂ を年平均で 20%、非エネルギー起源 CO₂ を年平均で約 3%の削減に取り組んだ結果、富士見環境センターは、原油換算エネルギー使用量が 3 年連続で 1,500 kL 未満となり、令和 6 年度に大規模事業所の対象外となりました。

※ 目標設定型排出量取引制度（資料 1-1～1-4）

原油換算エネルギー使用量が 3 か年連続して 1,500 kL 以上の事業所（大規模事業所）が対象となり、基準排出量年度から定められた削減目標を達成するよう努めなければならない。計画期間中の削減量が削減目標に届かない場合には、他の達成事業者等から各種クレジットの取得により削減義務の達成を行う必要がある。

なお、本組合では、令和 6 年度まで富士見環境センターが対象施設に該当した。

第3章 温室効果ガス排出量の推移

1. 温室効果ガス排出量

(1) 富士見環境センター

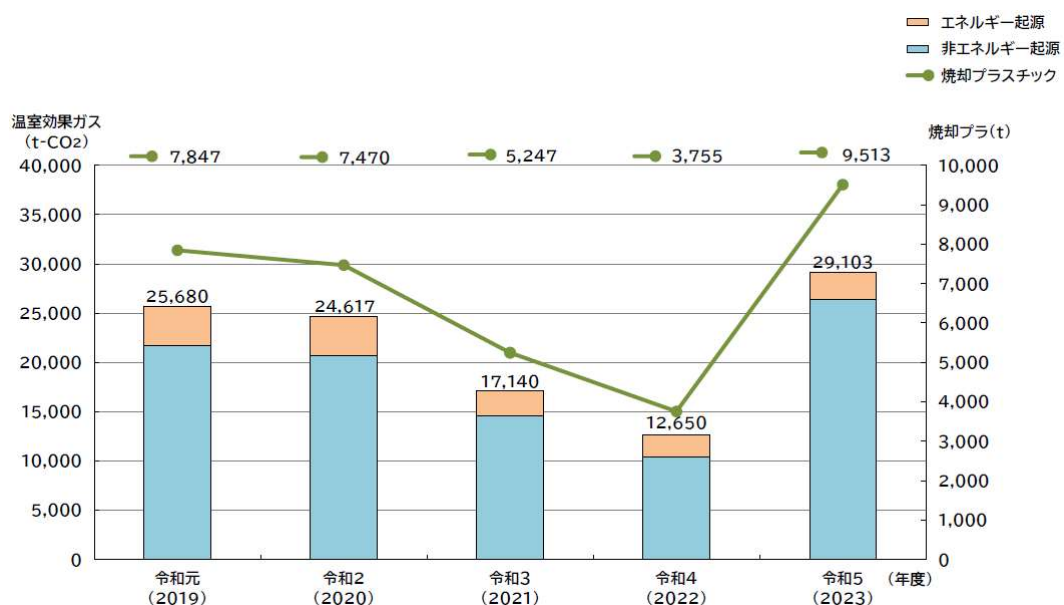
■表 3-1 富士見環境センター『活動別の内訳』

年度	区分	A重油(L)	LPガス(m³)	電気(kwh)	エネルギー起源	焼却した廃プラスチック(t)
					CO ₂ 合計値(t)	非エネルギー起源CO ₂ (t)
令和元 (2019)	使用量	20,000	66	7,858,000	3,944	7,847
	CO ₂ 排出量(t)	54	0	3,890		21,736
令和2 (2020)	使用量	20,000	64	7,820,000	3,925	7,470
	CO ₂ 排出量(t)	54	0	3,871		20,692
令和3 (2021)	使用量	18,000	78	5,167,000	2,606	5,247
	CO ₂ 排出量(t)	49	0	2,558		14,534
令和4 (2022)	使用量	24,000	93	4,412,000	2,249	3,755
	CO ₂ 排出量(t)	65	0	2,184		10,401
令和5 (2023)	使用量	16,000	68	5,472,000	2,752	9,513
	CO ₂ 排出量(t)	43	0	2,709		26,351

※ 表上、各 CO₂ 排出量の数値について

地球温暖化対策計画・実施状況報告書様式「B,C 事業所算定資料 その6」及び「その他ガス算定資料 その2」内の自動計算された数値。

■図 3-1 富士見環境センター『温室効果ガス排出量と焼却廃プラスチックの推移』



(2) 新座環境センター

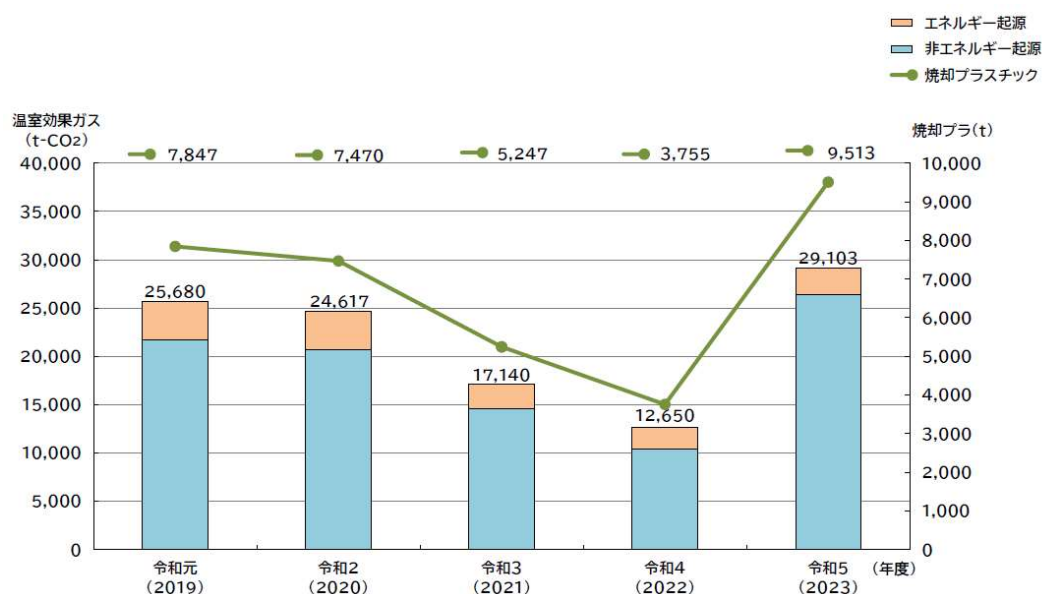
■表 3-2 新座環境センター『活動別の内訳』

年度	区分	灯油(L)	LPガス(m³)	電気(kwh)	エネルギー起源	焼却した廃プラスチック(t)
					CO ₂ 合計値(t)	非エネルギー起源CO ₂ (t)
令和元(2019)年度	使用量	24,000	149	5,593,000	2,828	8,108
	CO ₂ 排出量(t)	60	0	2,769		22,459
令和2(2020)年度	使用量	24,000	131	5,672,000	2,867	8,029
	CO ₂ 排出量(t)	60	0	2,807		22,240
令和3(2021)年度	使用量	18,000	82	5,801,000	2,916	11,939
	CO ₂ 排出量(t)	45	0	2,871		33,071
令和4(2022)年度	使用量	24,000	117	5,760,000	2,911	10,987
	CO ₂ 排出量(t)	60	0	2,851		30,434
令和5(2023)年度	使用量	24,000	119	5,654,000	2,858	8,713
	CO ₂ 排出量(t)	60	0	2,799		24,135

※ 表上、各 CO₂ 排出量の数値について

地球温暖化対策計画・実施状況報告書様式「A, B 事業所算定資料 その4」及び「その他ガス算定資料 その2」内の自動計算された数値。

■図 3-2 新座環境センター『温室効果ガス排出量と焼却廃プラスチックの推移』



2. 前計画と現況

(1) 富士見環境センター

■図 3-3 富士見環境センター『エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移』



■図 3-4 富士見環境センター『非エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移』



※ 図上、基準年度並びに目標値（平均）について

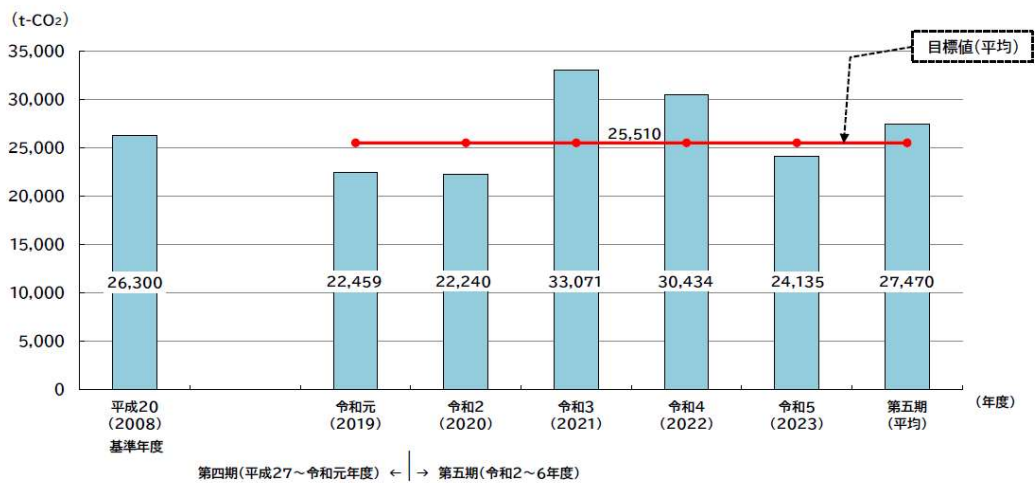
埼玉県地球温暖化対策推進条例における目標設定型排出量取引制度に基づき、本組合地球温暖化防止実行計画の第五期まで設定した数値。

(2) 新座環境センター

■図 3-5 新座環境センター『エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移』



■図 3-6 新座環境センター『非エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移』



※ 図上、基準年度並びに目標値（平均）について

埼玉県地球温暖化対策推進条例における目標設定型排出量取引制度に基づき、本組合地球温暖化防止実行計画の第五期まで設定した数値。

第4章 計画の目標

1. 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むことが求められていることから、地球温暖化対策計画に基づき、削減目標を設定することとします。

（１）基準年度と目標年度

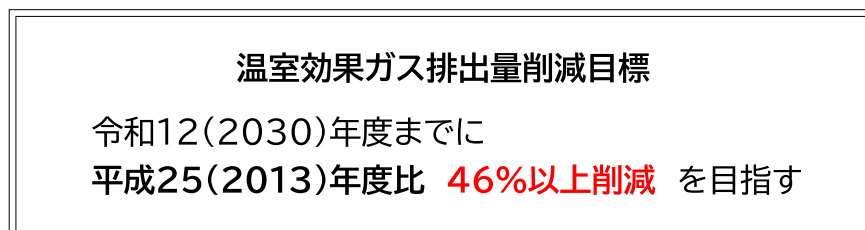
地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、平成25（2013）年度を基準年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とします。

（２）削減率

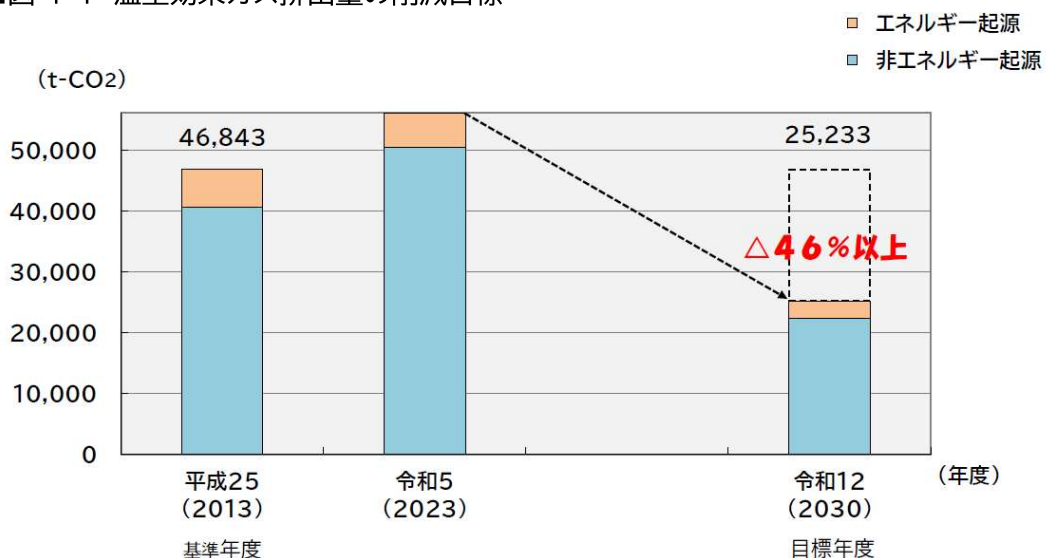
目標設定に当たっては、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に示された令和12（2030）年度における電力排出係数【0.25kg-CO₂/kwh】を前提に排出削減を算定及び廃プラスチック排出係数については、温対法で定める排出係数は過去に一度も変更されていないことから、現在用いられている【2.77t-CO₂/t】を前提に排出削減を算定しました。

2. 温室効果ガス排出量の削減目標

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、「中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す」と掲げられていることを踏まえ、本計画においては令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で46%以上削減することを目指す。



■図 4-1 温室効果ガス排出量の削減目標



3. 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 電力排出係数の低減による削減見込量

本組合一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和2（2021）年度から令和3か年にわたり、「富士見環境センター焼却施設基幹的設備改良工事」（以下「基幹改良工事」という。）を行い、高効率の機器や省エネルギー製品への更新を実施した結果、図3-3で示すとおり基幹改良工事前後で比較した場合、エネルギー起源CO₂排出量を約30%削減することができています。

また、図3-5で示すとおり新座環境センターのエネルギー起源CO₂排出量は安定しており、直近20年間を比較した場合も増減幅は5%程度となっています。

よって、電気及び燃料使用量については現状年度の数値を据え置きますが、「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」において、令和12（2030）年度の国全体の電力排出係数は【0.25kg-CO₂/kWh】と示されており、本組合で使用する電力排出係数も同様の【0.25kg-CO₂/kWh】に低減した場合、令和12（2030）年度において2,625t-CO₂（-49%）の削減が見込まれます。

(2) 廃プラスチック量の削減による削減見込量

本組合に搬入された可燃ごみの中に含まれるプラスチックの割合を現状年度の24.4%から令和12（2030）年度に11.2%まで減少した場合、28,138t-CO₂（-56%）の削減が見込まれます。一人1日当たりの排出量に換算した場合、可燃ごみの中のプラスチック量を現在から【79g】減量することで達成する見込みです。

■表4-1 活動別の削減見込量

活動		令和5 (2023) 【現状年度】		令和12 (2030) 【目標年度】	
		使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量
エネルギー起源	電気	11,126 (t-kWh)	5,507 (t)	11,126 (t-kWh)	2,782 (t)
	A重油	16 (kL)	43 (t)	16 (kL)	43 (t)
	灯油	24 (kL)	60 (t)	24 (kL)	60 (t)
	エネルギー起源		5,610 (t)		2,885 (t)
非エネルギー起源	可燃ごみの搬入量		72,690 (t)		72,038 (t)
	可燃ごみ中の プラスチック割合		24.4 (%)		11.2 (%)
	焼却した 廃プラスチック量	18,226 (kg)	50,486 (t)	8,068 (kg)	22,348 (t)
	非エネルギー起源		50,486 (t)		22,348 (t)
温室効果ガス			56,096 (t)		25,233 (t)

※ 表上、「可燃ごみの搬入量」及び「一人1日当たりの廃プラ排出量」について

本組合一般廃棄物処理基本計画（改訂版）に示された数値を目標年度の数値として設定し算出。なお、可燃ごみの搬入量については、一般廃棄物処理基本計画の数値に他施設からの処分量（令和3から5年度実績の平均）を加算した数値。

第5章 目標達成に向けた取組

1. 温室効果ガス排出量を直接的に削減する取組

(1) エネルギー起源CO₂排出量の削減に向けた取組

ア 電気使用量の削減

- ① 省エネルギーを考慮したプラント運転の効率化
 - ・ごみの攪拌を重視し、効率の良い運転に努めます。
 - ・消費電力の大きい誘引送風機の運転を安定させるため炉内温度、ガス量の監視を強化し、燃烧速度や空気吹込み量の調整を図ります。
 - ・コンベア等で不必要な空運転を行いません。
 - ・破碎処理する粗大ごみ等の前処理を行い、運転時間の短縮を図ります。
 - ・駆動部分の点検・整備を実施し、設備への負荷軽減に努めます。
- ② 各種機器等の設置及び入れ替えの際に省エネルギー型の機器を導入
 - ・LED照明への切り替えを推進します。
 - ・プラント機器及び事務機器の更新時には、省エネルギー型を推進します。
- ③ 夏季及び冬季における空調機の運転時間、適正温度の遵守
 - ・適正温度を遵守します。
 - ・空調機の運転は、必要最低箇所とします。
- ④ 照明等の節電の徹底
 - ・不必要な場所は消灯します。
 - ・使用時以外と退庁時は消灯します。
 - ・昼休み時は、業務に支障がない場合を除き消灯します。
 - ・会議時間は1時間以内を目標とし、会議室を使用した後は、電気・空調機の消し忘れに注意します。
 - ・使用していないOA機器は、電源をオフにします。
- ⑤ 「ノー残業デー」の実施
 - ・毎週水曜日は、「ノー残業デー」とし照明の使用時間を削減します。
 - ・残業する場合は、必要最低限の照明をつけ不必要な場所は消灯します。
- ⑥ 高効率処理施設の活用等
 - ・ごみピット残量を的確に把握し、休炉期間の設定等の適切な運転に努めます。

イ 燃料使用量の削減

- ① 重機使用の効率化
 - ・重機の導線を簡素化し、重機の燃料使用量を削減に努めます。
- ② 焼却炉の点検・整備の徹底と計画運転の実施
 - ・焼却炉の点検・整備を徹底し、計画以外での立ち上げ・立ち下げを行わないようにし、焼却炉の立ち上げ時の助燃材として使用する燃料（富士見：重油、新座：灯油）の削減に努めます。

③ 公共交通機関の利用

- ・市外への出張時は、公共交通機関を利用します。
- ・低公害車を優先的に利用します。

(2) 非エネルギー起源CO₂ 排出量の削減に向けた取組

ア 一般廃棄物焼却量及び廃プラスチック焼却量等の削減

① 一般廃棄物搬入量の減量化

- ・本組合一般廃棄物処理基本計画で示した減量化の目標達成に向け、構成市と連携し、市民・事業者へ啓発や情報共有を行います。
- ・資源プラスチックや可燃ごみに含まれる割合が多い「雑がみ」の分別の推進を図るため、構成市と連携し、ホームページや広報誌等を通じて市民への意識啓発を行います。

② 収集運搬車両への検査・指導

- ・家庭系収集運搬車両を対象に、ごみ質調査を定期的の実施し、調査内容を構成市と共有並びに市民への啓発を行います。
- ・事業系収集運搬車両を対象に、可燃ごみ中に再資源化の可能な廃棄物が混入していないか定期的に検査を実施し、不適切は搬入物が発見した場合には、改善指導や受入停止を行います。

③ 手選別の実施

- ・粗大ごみ・不燃ごみは、前処理時に手選別でプラスチックを多く使用されている小型家電等を回収しリサイクルを行うことで、可燃ごみ中のプラスチックの減少に努めます。
- ・上記以外の粗大ごみ・不燃ごみにおいても、リサイクル可能なものは回収し、破碎処理量や焼却量の削減に努めます。

2. 温室効果ガス排出量を間接的に削減する取組

(1) 啓発活動

- ・地球温暖化対策への理解を深め、ごみの減量化を図るため、構成市と連携し、市民・事業者へ対しホームページや広報を通じて意識啓発や情報発信を行います。
- ・構成市内小学校等の施設見学をはじめ、一般団体の施設見学者の受入を積極的に行い、環境学習の機会を提供します。

(2) ごみの分別、削減の推進

ア 紙使用量の削減

- ・ペーパーレス化を推進します。
- ・印刷物を作成する際は、両面コピーや縮小コピーを徹底し、必要最小限の使用枚数に努めます。
- ・ミスしたコピー用紙等は、機密文書・個人情報等に留意し、裏面を再利用します。
- ・構成市や施設内で封筒を使用する場合は、使用済み封筒を再利用します。

- ・廃棄書類の資源化に努めます。

イ プラスチック製品等の使用量削減

- ・職員が飲食する際は、マイボトル・マイカップ・マイ箸等を使用します。
- ・買い物する際は、マイバックを使用します。
- ・昼食等で仕出し弁当等を注文する際は、容器回収に留意します。
- ・空きカン・ビン・ペットボトル・プラスチック容器等は、所定の場所に分別し回収します。
- ・組合が提供する啓発用品や記念品などは、プラスチック製品の使用を抑制するよう努めます。
- ・消耗部品の使用の抑制に努めます。

(3) 環境に配慮した取組

ア 水道使用量の節減

- ・設備機器等の更新時には、節水型を推進します。
- ・施設内に張り紙を掲示し、水道水の節水を呼びかけます。

イ その他

- ・購入する物品等については、グリーンマークやエコマーク製品など環境負荷の少ない製品の購入を推進します。
- ・公用車の購入及びリースをする際は、低公害車等の車両を推進し、点検・整備を十分に行います。
- ・運転する際は、急発進・急加速等を回避し、省エネルギーを意識した運転を励行します。
- ・敷地内の緑地を適切に管理し、緑地面積の維持を図ります。

第6章 計画の推進体制と管理体制

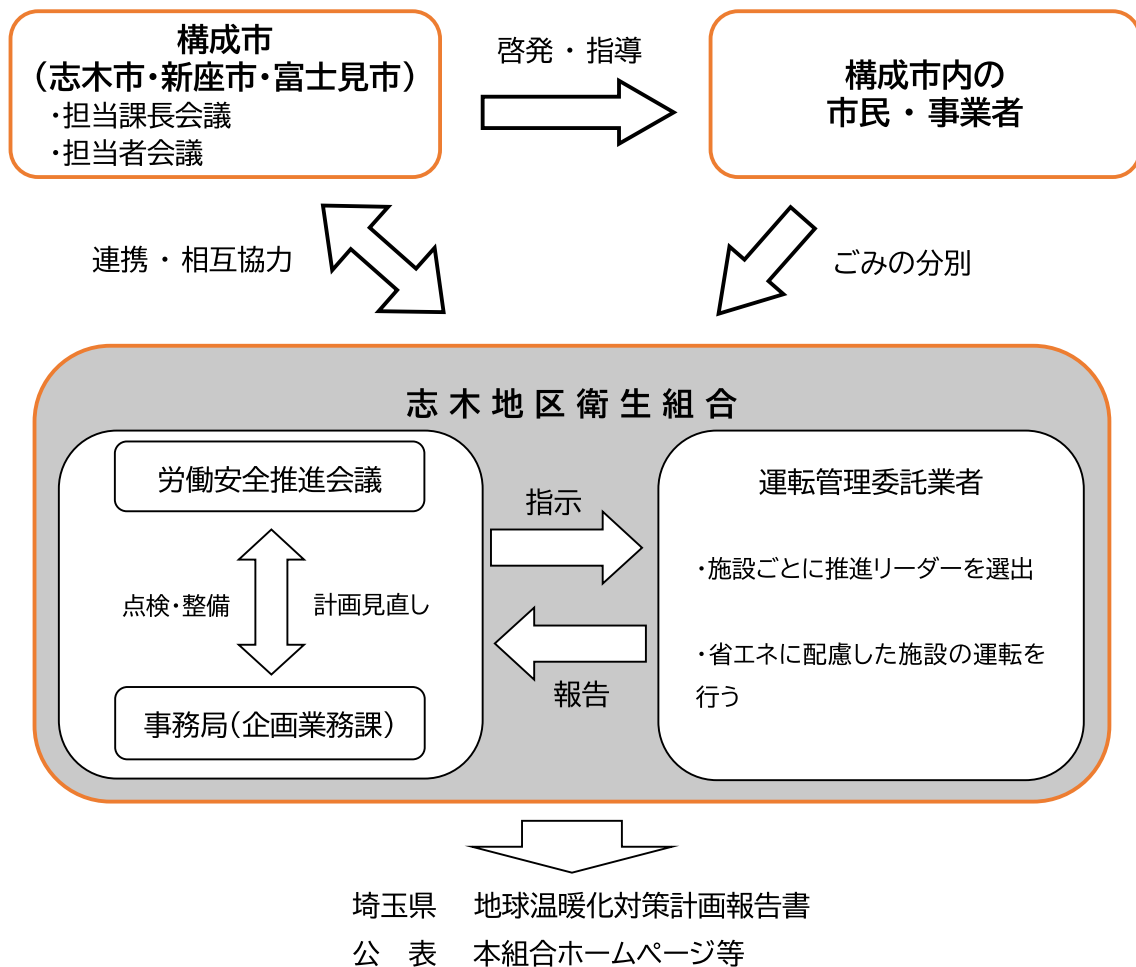
1. 推進・管理体制

(1) 体制

本計画の推進を図るため、志木地区衛生組合労働安全推進会議の仕組みを活用します。各施設の運転管理委託業者ごとに推進リーダーを置き、月毎にアースクリーン活動計画取組状況個別確認表（資料2）により、個人単位で取組状況の確認を行います。その結果をアースクリーン活動計画取組状況等確認表（資料3）により事務局へ提出し、取組状況を点検します。

また、構成市とは、担当課長会議及び担当省会議等を通じて相互協力を図りながら実行計画を推進していきます。

■図 6-1 推進・点検フロー図



(2) 情報共有と職員に対する研修等

本計画を展開し、着実に推進していくためには、職員や運転管理委託業者等の一人ひとりが地球温暖化の現状や本計画の内容に関し、必要な情報や知識を有していることが不可欠です。こうしたことから、各職員に対して地球温暖化に関する情報や取組項目について情報共有を図ります。

また、地球温暖化対策に関する研修、講演会等へ参加できるよう情報提供します。

(3) 使用量等の把握

使用した電気や燃料等は、各施設の担当者と運転管理委託業者が協力し月毎に把握します。把握した使用量等は、燃料消費量等報告書(資料4)に記載します。

なお、燃料消費量は、県の事業活動対策指針に基づき購入量とし、県に地球温暖化対策計画を報告する際は、購入伝票を証拠書類として添付することとします。

2. 進捗状況の公表

本計画の実施状況は、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画による報告をもって行い、本組合ホームページ等を通じて公表します。

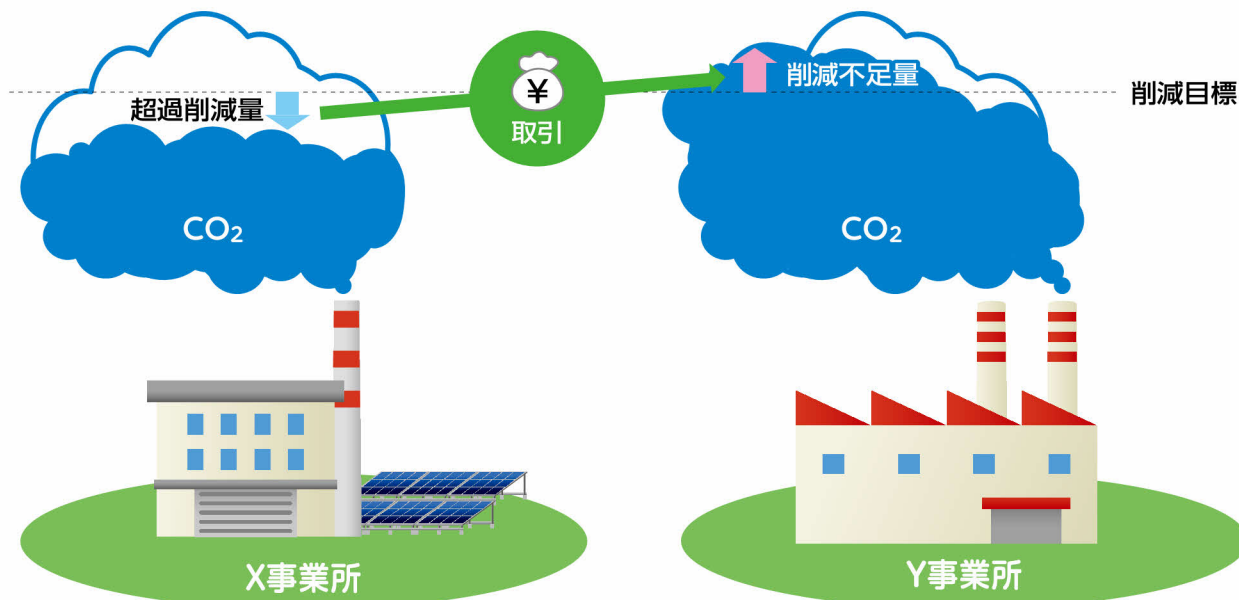
資 料

目標設定型排出量取引制度



排出量取引制度

温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模事業所は、事業所ごとに定められた削減目標を達成するよう、排出削減に努めていただきます。自らの削減により目標を達成できない場合は、排出量取引により、他事業所の削減量を取得し、目標達成に充てることができます。



対象となる事業所、温室効果ガス

●対象となる事業所（大規模事業所）

原油換算で1,500kL以上のエネルギーを3か年度連続して使用する大規模な事業所

●削減の対象となる温室効果ガス（目標設定ガス）

燃料、熱、電気の使用に伴って排出されるCO₂（エネルギー起源CO₂）

事業所範囲の考え方

- 一つの建物・施設は、同一の事業所とする。
(ひとつの建物・施設を区分することはできない。)
- エネルギー管理の連動性がある複数の建物・施設は、同一の事業所とする。
(「エネルギー管理の連動性がある」とは「受電点などのエネルギー供給点を共有している状態」をいいます。)
- 上記の建物・施設に隣接又は近接している事業所は、同一の事業所とする。
(建物・施設に共通する所有者が存在する場合。ただし、建物については主たる使用者が同一の場合に限る。)

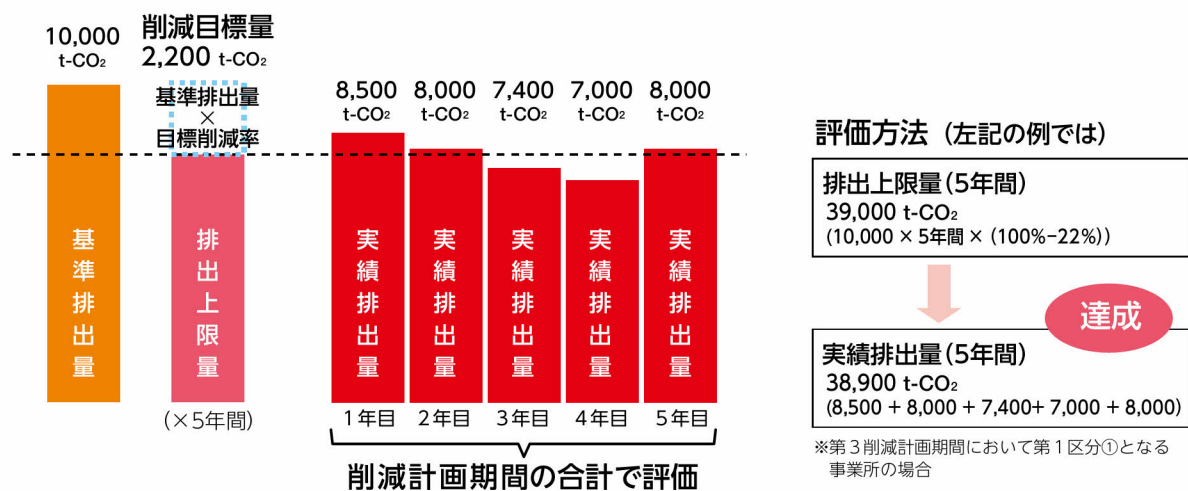
上記の事業所範囲の一部を、他の事業者が賃借使用等している場合も、それらの排出量を合わせて把握・報告してください。また、賃借使用等をしている事業者は、大規模事業者が行う排出量の把握・削減に協力をしてください。

3

削減計画期間

大規模事業所は、以下の削減計画期間ごとに、複数年度の合算で目標達成状況を評価します。

	削減計画期間	目標達成期限
第1削減計画期間	2011（平成23）年度～2014（平成26）年度の4か年度	2016（平成28）年9月末
第2削減計画期間	2015（平成27）年度～2019（令和元）年度の5か年度	2021（令和3）年9月末
第3削減計画期間	2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の5か年度	2026（令和8）年9月末



4

基準排出量

大規模事業所には、事業所ごとに基準となる排出量が設定されます。

事業所の種別	基準排出量の算定方法
既存事業所 2006（平成18）年度から2010（平成22）年度まで5か年度連続で 原油換算で1,500kL以上のエネルギーを使用した大規模事業所	●過去の排出量の平均 2002（平成14）年度から2007（平成19）年度までの任意の連続する3か年度の排出量の平均
新規事業所 既存事業所以外の大規模事業所	以下のいずれかの方法 ●過去の排出量の平均 削減計画期間の開始年度の4年度前から前年度までのうち連続する3か年度の排出量の平均 ●排出標準原単位を用いた算出値

基準排出量の変更

大規模事業所の用途、規模等に著しい変更があった場合、基準排出量の変更を行います。

- 事業所の床面積の増減
- 事業所全部又は一部の用途が異なる用途になる変更
- 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減
(複数の要因がある場合は、それらの要因によって算定される量の合計量により判断します。)



削減目標

各事業所の基準排出量に、以下の目標削減率を乗じた量が、その事業所の削減目標量となります。

	目標削減率		
	第 1 削減計画期間	第 2 削減計画期間	第 3 削減計画期間
第 1 区分 ① オフィスビル、商業施設、教育施設、病院 など	8%	15%	22%
第 1 区分 ② 上記のうち、事業所外から供給された熱が使用エネルギーの 2 割以上である事業所	6%	13%	20%
第 2 区分 工場、廃棄物施設、上下水道施設 など			

※2012（平成24）年度以降に大規模事業所となった事業所は、当初の 4 か年度は 8 %又は 6 %が、その後の 5 か年度は 15%又は 13%が適用されます。（第 3 削減計画期間までに限る。）

低炭素電力の選択

NEW

「低炭素電力※」を調達した場合には、県が指定する第 3 削減計画期間における電気の排出係数との違いを、事業所の排出量算定に反映することができるようになります。

削減量(t-CO₂/年) = 低炭素電力調達量(千kWh/年) × (固定排出係数(0.495) - 低炭素電力の排出係数(0.37以下))

※太陽光、風力、水力などの非化石電源比率が高い電気



目標削減率の緩和

NEW

中小企業等が設置する事業所及び医療施設の目標削減率を緩和しています。

（第 3 削減計画期間に適用される目標削減率が適用される場合に限る。）

	緩和される目標削減率	第 1 区分①	第 1 区分②、第 2 区分
中小企業等が設置する事業所	4分の1	22% → 16.5%	20% → 15%
人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設	2%	22% → 20%	20% → 18%

※緩和されるためには、いずれも県に申請をする必要があります。

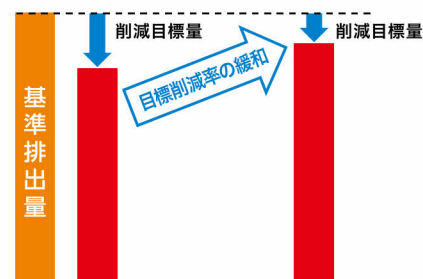


優良大規模事業所認定

地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所を優良大規模事業所として認定しています。

認定を受けた事業所は、その優れた取組が社会に認知され、また目標削減率の緩和を受けることができます。

	緩和される目標削減率
トップレベル事業所（推進の程度が極めて優れた事業所）	2分の1
準トップレベル事業所（推進の程度が特に優れた事業所）	4分の1



8

第三者検証

目標達成の確認や排出量取引を行うにあたって、算定した排出量の正確性や信頼性を確保するため、埼玉県の登録を受けた検証機関による検証を受けるものとしています。

- ・エネルギー起源CO₂排出量の検証（超過削減量）
- ・その他ガス削減量の検証
- ・県内中小クレジットの検証
- ・県外クレジットの検証
- ・再エネクレジット（環境価値換算量）の検証
- ・優良大規模事業所の検証（第1区分の事業所）
- ・優良大規模事業所の検証（第2区分の事業所）

9

目標達成に利用できるクレジット等

目標達成にあたっては、下記のクレジット等を創出・取得し、自らの事業所の削減に代えることができます。大規模事業者以外もこれらのクレジット等を創出し、排出量取引に参加することができます。

大規模事業者	超過削減量	大規模事業所(制度対象事業所)において、削減目標量を上回って削減された量 超過削減量としてクレジット化できる量は、事業所ごとに上限があります。
	その他ガス削減量	大規模事業所(制度対象事業所)において、その他ガス(エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス)について削減された量の一部を、その事業所の削減として認めたもの その事業所の削減量としてのみ認められます。(他事業所への振替はできません。)
オフセットクレジット	県内中小クレジット	埼玉県内の中小規模事業所(大規模事業所以外の事業所)において、エネルギー起源CO ₂ について、削減された量 対象とできる削減対策内容等に制限があります。
	県外クレジット	大規模事業所に相当する規模の埼玉県外の事業所において、エネルギー起源CO ₂ について削減目標量を上回って削減された量 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充実に利用できる量等に制限があります。
	再エネクレジット	●環境価値換算量 この制度で設備認定を受けた太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再エネ発電設備において創出された再生可能エネルギーの環境価値換算量 ●その他削減量 他制度で認証された再生可能エネルギー環境価値(グリーンエネルギー証書等)を、この制度で利用できるクレジットにしたもの
	森林吸収クレジット	埼玉県森林CO ₂ 吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等(森林管理に係るもの)に基づく認証吸収量を、この制度で利用できるクレジットにしたもの 埼玉県森林CO ₂ 吸収量からのクレジットは、発行した事業者が設置する事業所の目標達成にしか利用できません。
	東京連携クレジット	東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出されたクレジットを、この制度で利用できるクレジットにしたもの 「東京連携クレジット」として埼玉県制度で利用できるクレジット等の種類には、制限があります。

※ これらのクレジット等では、事前申請や第三者検証を必要とするものがあります。詳細は埼玉県へお問い合わせください。

10

東京都との連携

取引制度の運営にあたり、「総量削減義務と排出量取引制度」を運営する東京都と協定を締結し、連携・協力を行っています。

アースクリーン活動計画取組状況個別確認表(月)

[illegible]

【評価基準】 1 良くてきた 2 できた 3 概ねできた 4 あまりできなかった 5 できなかった

アースクリーン活動計画取組状況等確認表(月)

令和	年度	所属名		推進リーダー	
----	----	-----	--	--------	--

○取組の評価

取組項目（重点取組）	取組状況					
	評価					意見
省エネを意識した業務の実施	1	2	3	4	5	
冷暖房使用時の適正温度の管理	1	2	3	4	5	
退庁・昼休み時間等の消灯の徹底	1	2	3	4	5	
使用していないOA機器の電源OFF	1	2	3	4	5	
人が作業していないスペースの照明を消灯	1	2	3	4	5	
会議室利用時間（１時間）、使用後の照明、空調機電源のOFF	1	2	3	4	5	
急発進、急加速の回避、アイドリングストップの励行	1	2	3	4	5	
作業動線を意識した、職場環境の整理整頓	1	2	3	4	5	
両面コピーの徹底	1	2	3	4	5	
印刷部数の適正部数作成	1	2	3	4	5	
ごみ分別の徹底	1	2	3	4	5	
消耗部品使用の抑制	1	2	3	4	5	
水道水使用時の節水	1	2	3	4	5	
グリーン購入（エコマーク製品等）の推進	1	2	3	4	5	

☆推進リーダーが各所の取組状況を客観的に評価し、該当する番号に○を付けてください。

【評価基準】 1 良くできた 2 できた 3 概ねできた 4 あまりできなかった 5 できなかった

令和 年度燃料消費量等報告書

年度		施設名																
調査項目				単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
燃料 使用 量	ガソリン		リットル	重機														
	灯油		リットル	助燃														
				暖房														
	計																	
	軽油		リットル	重機														
	A重油		リットル	助燃														
ガス		m ³																
電気使用量 日中			kwh															
電気使用量 夜間			kwh															
電気使用量 合計			kwh															
一般廃棄物焼却量		全量	t															
		プラスチック類	t															

※一般廃棄物焼却量は年量のみ記入、プラスチック類はごみ組成分析ビニール・合成樹脂・ゴム類（各センター年平均値）により按分し求める

※ガソリン、軽油は現場のフォークリフト、ショベルローダー等重機が対象で、公道を走る自動車は含まない。

可燃ごみの組成分析結果

ごみ性状分析結果一覧

(昭和52年11月4日 環整第95号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知に基づく測定)

【組合における平均値】

(単位 %)

項 目			令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
乾 物 基 準	種 類 組 成	紙・布類	49.02	52.73	53.46	51.32	48.69
		ビニール・合成樹脂・ゴム類	24.47	19.75	25.01	21.87	24.36
		木・竹・ワ類	6.10	5.46	2.41	4.96	6.13
		厨芥類	16.39	13.84	14.31	17.31	14.47
		不燃物類	1.10	3.22	2.85	2.04	3.24
		その他	2.92	5.00	1.96	2.50	3.11
		合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		可燃ごみ焼却量(t)		25,745	25,609	22,629	22,822

【富士見環境センター】

(単位 %)

項 目			令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
乾 物 基 準	種 類 組 成	紙・布類	48.66	51.34	55.50	58.40	39.88
		ビニール・合成樹脂・ゴム類	26.28	25.14	25.63	19.11	34.68
		木・竹・ワ類	5.84	5.09	3.99	8.59	8.11
		厨芥類	14.96	10.63	10.33	6.80	12.22
		不燃物類	1.36	2.80	1.21	2.94	2.53
		その他	2.90	5.00	3.34	4.16	2.58
		合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		可燃ごみ焼却量(t)		29,859	29,714	20,294	21,231

【新座環境センター 東工場】

(単位 %)

項 目			令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
乾 物 基 準	種 類 組 成	紙・布類	48.53	51.63	55.58	48.68	54.30
		ビニール・合成樹脂・ゴム類	19.13	15.58	25.25	23.90	17.37
		木・竹・ワ類	7.13	6.77	1.62	1.45	5.08
		厨芥類	21.25	16.17	15.13	22.85	17.75
		不燃物類	0.60	2.65	1.97	1.87	1.78
		その他	3.36	7.20	0.45	1.25	3.72
		合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		可燃ごみ焼却量(t)		23,770	23,843	23,886	24,026

【新座環境センター 西工場】

(単位 %)

項 目			令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
乾 物 基 準	種 類 組 成	紙・布類	49.88	55.20	49.30	46.88	51.90
		ビニール・合成樹脂・ゴム類	28.00	18.53	24.15	22.60	21.02
		木・竹・ワ類	5.33	4.52	1.60	4.85	5.20
		厨芥類	12.95	14.73	17.47	22.28	13.45
		不燃物類	1.05	4.20	5.38	1.32	5.40
		その他	2.79	2.82	2.10	2.07	3.03
		合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
可燃ごみ焼却量(t)			23,605	23,271	23,707	23,208	22,649

志 木 地 区 衛 生 組 合

事務局 富士見市大字勝瀬480番地

T E L 049-254-1125

F A X 049-254-5722

ホームページ <http://www.sikitiku.jp>

E-mail sikitiku@sweet.ocn.ne.jp

富士見環境センター(富士見市大字勝瀬480番地)

新座環境センター (新座市大和田三丁目9番1号)